特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関	関コード				-	ವ ೆ . ⊔		
又は保険薬局	高コード				届出 	番 号		
Γ					7			
連絡先								
担当者氏								
電話番	号:							
(届出事項		システ』	ム基盤整備	体制充	実加算]	の施設基	準に係る届	■出
ものに限	見る。)を行	うったことか	こおいて当該届! 「ないこと。 こおいて療担規!					
ものに限 □ 当該届 掲示事項 □ 当該届 第1項の	見る。)を行 員出を行う前 員等第三に規 員出を行 う 前	すったことか 前6か月間に 見定する基準 前6か月間に	ぶないこと。	則及び薬担規 とがなく、 <i>t</i> 保険法第783	見則並びに療 \つ現に違反 も第1項及び	担基準に基 していない 高齢者の医:	づき厚生労働 こと。 療の確保に関	大臣が定める する法律第73
ものに限 コーツ 当該 正 場示事項 コーツ 当 ま ほの 第 1 項 がな	る。)を行 間出を行う前 間等第三に規 間出を行う前 別規定に基 にいこと。	テったことが 前6か月間に 見定する基準 前6か月間に びく検査等の	ヾないこと。 ニおいて療担規! ೬に違反したこ。 ニおいて、健康イ	則及び薬担 とがなく、 <i>t</i> 保険法第783 容又は診療幸	見則並びに療 いつ現に違反 を第1項及び 弱酬の請求に	担基準に基 していない 高齢者の医: 関し、不正.	づき厚生労働 こと。 療の確保に関 又は不当な行	大臣が定める する法律第7 為が認められ
もの 当末事 ほの 当末事 ほ 原 居 東 項 だ ま 正 ま ま 重 の ま ま ま ま ま ま ま な ま 本 ま 本 か ま か か ま か か ま か か ま か か ま か か ま か か ま か か ま か か ま か か ま か か か ま か か か ま か	る。) を行 る。) を行 間 間 間 間 間 出 を 行 う 見 り 規 に と に と に と に と に と に と に と に と に と に	To た To た 力の 力の 力の 力の 力の 力の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大	《ないこと。 こおいて療担規! 単に違反したこ。 こおいて、健康(D結果、診療内?	則及び薬担 とがなく、だ 保険法第78 容又は診療幸 至の定める <i>7</i>	見則並びに療 いつ現に違反 ミ第1項及び 設酬の請求に 、院患者数の	担基準に基 していない 高齢者の医: 関し、不正.	づき厚生労働 こと。 療の確保に関 又は不当な行	大臣が定める する法律第7 為が認められ 基準並びに <i>入</i>
も 掲 第二 基 保 日本	る。を行う規 とのでは、 とのでは、 とのでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	すのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	べないこと。 二おいて療担規 性に違反したこ。 こおいて、健康(こおいて、診療内) こ、厚生労働大	則及び薬担規 とがなく、だ 保険法第78 容又は診療幸 至の定めるア 準に該当する	記則並びに療 いつ現に違反び 等第1項請求に 続院患者 数 院患者 療機	担基準に基 は と は と は と と は と と と と は と と と る 不 正 が る で る で る で る で る で る で る で る で る で る	づき厚生労働 こと。 療の確保に関 又は不当な行。 師等の員数の基	大臣が定める する法律第7. 為が認められ 基準並びに入 準に該当する
も 掲 第二 基 保	る。を行う規 とのでは、 とのでは、 とのでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	すのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	、ないこと。 こおいて原担規 を を を はに違いて、健康内 の結果、診療内 で、 に 、 に 、 に 、 、 に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	則及び薬担規 とがなく、だ 保険法第78 容又は診療幸 至の定めるア 準に該当する	記則並びに療 いつ現に違反び 等第1項請求に 続院患者 数 院患者 療機	担基準に基 は と は と は と と は と と と と は と と と る 不 正 が る で る で る で る で る で る で る で る で る で る	づき厚生労働 こと。 療の確保に関 又は不当な行。 師等の員数の基	大臣が定める する法律第73 為が認められ 基準並びに入 準に該当する
● 日本	見る出等出規い 出算機 て 療品等 お定こ を定関 、 年 機) うにう基。 う法な 上 関	すのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	(ないこと療し、別様 こと療し、診療し、診労数 直におります こ、院患 こ、院 こ、院 こ、院 こ、院 こ、院 こ、 こ こ <tr< td=""><td>則及び薬担規 とがなく、だ 保険法第78 容又は診療幸 至の定めるア 準に該当する</td><td>記則並びに療 いつ現に違反び 等第1項請求に 続院患者 数 院患者 療機</td><td>担基準に基 は と は と は と と は と と と と は と と と る 不 正 が る で る で る で る で る で る で る で る で る で る</td><td>づき厚生労働 こと。 療の確保に関 又は不当な行。 師等の員数の基</td><td>大臣が定める する法律第7 為が認められ 基準並びに<i>入</i> 準に該当する</td></tr<>	則及び薬担規 とがなく、だ 保険法第78 容又は診療幸 至の定めるア 準に該当する	記則並びに療 いつ現に違反び 等第1項請求に 続院患者 数 院患者 療機	担基準に基 は と は と は と と は と と と と は と と と る 不 正 が る で る で る で る で る で る で る で る で る で る	づき厚生労働 こと。 療の確保に関 又は不当な行。 師等の員数の基	大臣が定める する法律第7 為が認められ 基準並びに <i>入</i> 準に該当する
● 日本	見る出等出規い 出算機 て 療品等 お定こ を定関 、 年 機) うにう基。 う法な 上 関	すのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	(ないこと 療し、診 変し、診 変し、診 労 数 適 こと 療し、診 労 数 適 こ、院 て 日	則及び薬担規 とがなく、だ 保険法第78 容又は診療幸 至の定めるア 準に該当する	見則並びに違いで 等第1項請 を開かる では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	担基準に基 は と は と は と と は と と と と は と と と る 不 正 が る で る で る で る で る で る で る で る で る で る	づき厚生労働 こと。 療の確保に関 又は不当な行。 師等の員数の基	大臣が定める する法律第72 為が認められ 基準並びに入 準に該当する

- 備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。
 - 2 □には、適合する場合「ヨ」を記入すること。
 - 3 届出書は、1通提出のこと。